

中小企業の地位・役割と政策の意義

Positions & Roles of SMEs and Policy Toward SMEs

高田 亮爾*

Ryoji Takada

中小企業は、個々の企業努力では容易に解決・克服が難しく、政策的に対応・克服が必要な問題・課題を有している。一方、中小企業の量的地位はきわめて高く、また質的側面・経済的役割においても、各経済発展段階に応じて重要な役割を果たしてきた。それだけに、いまや「中小企業問題とは何か」「中小企業政策は如何にあるべきか」等が、改めて問われねばならないと考えられる。

キーワード：中小企業問題、中小企業の地位、中小企業の役割、中小企業政策

I. はじめに

中小企業概念は、大企業との相対関係において捉えられ、したがって経済発展各段階によって、中小企業の定義、範囲は変化する。中小企業の存立条件、存立形態も多様であり、またその役割もきわめて多面的である。それ故にまた、中小企業政策においても公正な競争秩序維持のための条件整備がきわめて重要である。

小稿では、このような問題意識に基づき、中小企業概念、存立条件、存立形態および中小企業の地位、役割を検討し、現代中小企業政策の意義を考察したい。

II. 中小企業概念と存立条件・存立形態

1. 中小企業概念

「中小企業」概念は、大規模企業との相対関係において捉えられる相対的概念であり、絶対的なものではない。

一般的に、企業規模が相対的に小さい企業群は、中小規模であるがゆえに、規模の大きい企業群に比べて、さまざまな問題性を有している。その具体的問題は、それぞれの国、時代、産業等によって異なるものの、世界的に共通している。すなわち、経済発展各段階において、中小規模企業が主として経営面等で直面する困難もしくは不安定な諸問題であり、個々の企業努力では容易に解決が難しく、政策的に対応・克服が必要な諸問題である。

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

このような質的内容からすれば、「中小企業」は企業活動の地域性、企業の独立性、所有と経営の未分離、市場を支配していないこと等の質的基準によって、推し測られる。

しかし、実際に中小企業を調査研究し、中小企業政策を講じる際には、こうした質的規定・基準は必ずしも便宜的ではない。したがって、質的規定・基準を内包した量的規定・基準が必要となる。そうした量的規定・基準としては、従業員数、資本金額、売上高、市場占有率などが採用され、また産業によって量の上限が異なることが多い。

このように、中小企業は企業一般から分離された独自の概念として捉えられ、経済学的、経営学的に重要な研究対象とされてきた。まさに、中小企業論が経済学、経営学など、さまざまな学問領域の応用科学である所以といえる。

2. 中小企業の定義

上述したように、中小企業を独自の存在として把握することにおいては、各国とも共通している。しかし、具体的に中小企業をどのような範囲とするかという点では相違がある。それは、各国の経済発展段階によって、大企業との相対概念である中小企業の定義、範囲も変化するからである。

たとえば、日本では「中小企業基本法」（1999年改正）第2条において、中小企業者をつぎのように定義している。すなわち、(1) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種では、資本の額または出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人企業、(2) 卸売業では、資本の額または出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人企業、(3) サービス業では、資本の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人企業、(4) 小売業では、資本の額または出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人企業である。

また、「小規模企業」とは常時使用する従業員数が20人以下を指す。ただし、卸売、小売、サービス業については5人以下としている。

なお、中小企業基本法は1963（昭和38）年に制定され、1973（昭和48）年に一部改正、1999（平成11）年に全面改正された。その間、中小企業の範囲は経済環境変化とともに、表1のように資本金規模、従業員数規模の一部見直しが行われ、現在に至っている。

アメリカでは、中小企業の定義を1953年のSmall Business Act（中小企業法）において、(1) 独立自営の企業であり、(2) かつ当該事業分野で支配的でない企業とし、詳細な量的定義を産業毎に従業員数、売上高等を基準に定めている（表2）。たとえば、製造業の場合、業種毎の特性により、従業員数500人以下、750人以下、1,000人以下、1,500人以下等の範囲が定められている。このように、質的指標（「独立性」と「市場支配力の有無」）と量的指標（産業分類毎に、主に従

業員数、売上高を使用)を組み合わせ、産業毎の特徴(競争の度合い、平均企業規模・分布、技術革新、参入障壁の大きさ、初期投資コスト等)を考慮しながら、定められている¹⁾。

EUでは『*Observatory of European SMEs*(ヨーロッパ中小企業白書)』が刊行されており、その中で、表3のように定義され、EU加盟国においても、この基準に準拠するよう提言している。

1996年まで、欧州委員会は中小企業(SME)の定義を「従業員数500人以下、純固定資産7,500ECU以下で、より大きな企業に資本の3分の1以上を保有されていない企業」としてきた。しかし、96年『ヨーロッパ中小企業白書 第4次年次報告』において、中小企業(SME)の定義・統計基準を全面的に変更し、「従業員数250人未満、年間売上高4,000ECU以下または年次バランスシート(総資産額)2,700ECU以下で、他の1つないし複数の大企業に資本または経営権の25%以上を保有されていない企業」²⁾とした。

アジアでは、たとえば中国の場合、中小企業を表4のように定義している。工業については、

表1 日本における中小企業の範囲

産 業	1963年制定 (昭和38年)	1973年改定 (昭和48年)	1999年改定 (平成11年)	うち小規模企業
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(以下を除く)	資本金5,000万円以下または 従業員数300人以下	資本金1億円以下または 従業員数300人以下	資本金3億円以下または 従業員数300人以下	従業員数20人以下
卸売業	資本金1,000万円以下または 従業員数50人以下	資本金3,000万円以下または 従業員数100人以下	資本金1億円以下または 従業員数100人以下	従業員数5人以下
小売業	資本金1,000万円以下または 従業員数50人以下	資本金1,000万円以下または 従業員数50人以下	資本金5,000万円以下または 従業員数50人以下	
サービス業	資本金1,000万円以下または 従業員数50人以下	資本金1,000万円以下または 従業員数50人以下	資本金5,000万円以下または 従業員数100人以下	

資料: 「中小企業基本法」(各年制定による)
 中小企業庁編(1999)『中小企業政策の新たな展開』同友館。
 中小企業庁編(2000)『新中小企業基本法』同友館。

表2 アメリカにおける中小企業の範囲

産 業	量的指標
製 造 業	業種により、従業員数500人以下から、1,500人以下
建 設 業	業種により、年間収入700万ドル以下から、1,700万ドル以下
卸 売 業	従業員数100人以下
小 売 業	業種により、年間収入500万ドル以下から、2,100万ドル以下
金 融 業	総資産1億ドル以下
サービスマ業	業種により、年間収入250万ドル以下から、2,150万ドル以下

資料: 中小企業総合研究機構編(1999)『先進各国の中小企業の現状と中小企業政策に関する調査研究』中小企業総合研究機構、5頁。

原資料: "Small Business Size Standards by NAICS Industry", *Small Business Act*, USA.

表3 EUにおける中小企業の範囲

	中企業	小企業	零細企業
従業員数	250人未満	50人未満	10人未満
年間売上高 (EUR)	4,000万以下	700万以下	—
資産総額 (EUR)	2,700万以下	500万以下	—

注：上記に加え、「他の一つないし複数の大企業に資本または経営権の25%以上を保有されていない企業」が要件となっている。

資料：中小企業総合研究機構編 [1998] 『ヨーロッパ中小企業白書第5次年次報告1997』同友館、4～5頁。中小企業庁編 [1999] 『中小企業政策の新たな展開』同友館、79～80頁。

表4 中国における中小企業の範囲

産業	中小企業の範囲
工業	従業員数2,000人以下、あるいは年商3億元以下、あるいは総資産4億元以下
建設業	従業員数3,000人以下、あるいは年商3億元以下、あるいは総資産4億元以下
小売業	従業員数500人以下、あるいは年商1億5,000万元以下
卸売業	従業員数200人以下、あるいは年商3億元以下
交通運輸業	従業員数3,000人以下、あるいは年商3億元以下
郵政事業	従業員数1,000人以下、あるいは年商3億元以下
宿泊飲食業	従業員数800人以下、あるいは年商1億5,000万元以下

資料：駒形哲哉 [2005] 『移行期 中国の中小企業論』税務経理協会、21頁。
 原資料：中国国家経済貿易委員会等 [2003] 「中小企業基準暫定規定」。

従業員数 2,000 人以下、あるいは年商 3 億元以下、あるいは総資産 4 億元以下のもの、小売業では従業員数 500 人以下、あるいは年商 1 億 5,000 元以下のもの、卸売業では従業員数 200 人以下、あるいは年商 3 億元以下のもの等となっている。

3. 中小企業の存立条件

一般的に、大規模経済利益が存在する分野では大企業の比重が高く、逆に市場規模が小さく、多品種少量生産（供給）分野では中小企業の比重が高い。

中小企業の存立条件を最初に問題としたのはマーシャル（Marshall, A.）であった³⁾。マーシャルは『経済学原理（第2版）』（1891年）において、経済社会の中でも、ちょうど森の中の木のように、芽から若木へ、さらに大木へと成長する企業が生まれるが、やがて成長が止まり、朽ち果てて、新しい若木と交代するという生物学的説明を行った（森の比喩）。さらに、外部経済利益と内部経済利益から、中小企業の残存理由として、外部経済（external economy）の発達、中小企業の低管理費、小規模組織ほど管理が行き届きやすいこと、小回りのよさ等を指摘した。

こうした考察は、ホブソン（Hobson, J.A.）によって批判的に継承され、中小企業残存の理由を経済的合理性（「真の残存」）と経済的非合理性（「そうでない残存」）とに区分された。ホブソン（Hobson, J.A.）は、中小企業残存を小さな不規則的な注文、食品の地方市場への供給、工芸的・高級品の供給、新商品の生産等が「真の残存」理由であり、問屋への従属的零細工場や低賃金・長時間労働等に依存する小規模苦汗企業（sweating business）など「真の自主独立性」を持たない経

済的非合理性の理由の二つに分けた⁴⁾。

さらに、その後、ロビンソン (Robinson, E.A.G.) に代表される適度規模⁵⁾に基づく中小企業の存立条件論へと発展した。ロビンソンは、「適度規模企業とは、現存の技術および組織能力の状態において、長期的にみた場合の費用のすべてを含んだ製品一単位当たりの平均費用が最低である企業」とし、それは技術的要因、管理的要因、金融的要因、市場的要因、危険負担および景気変動的要因の5つにより決定するとした。そして、適度規模は、つぎのような場合に小さくなり、中小企業の存立条件とされた。

(1) 需要の少量性、多種多様性、短期性、不安定性である場合 (市場の不完全性、市場的要因)。

(2) 原材料産地 (または供給者) が小規模分散型で、輸送・保管コストが大きい場合 (管理的要因、金融的要因)。

(3) 量産技術が遅れている場合 (技術的要因)⁶⁾。

以上のような経済的合理性要因の指摘に対して、その後経済的非合理性要因を重視する立場から、批判が生じた。

すでに、上述したように、ホブソン (Hobson, J.A.) が「真の残存」でない中小企業の残存を指摘し、経済的非合理性要因を重視していたが、さらにフローレンス (Florence, P.S.) も中小企業の残存は原材料・製品の輸送困難性、市場の地域的分散等の経済的合理性要因にのみ基づいているのではなく、人間である消費者や生産者の行動において、歴史的・心理的・社会的要因から、市場の固着性や摩擦が生じるなど、経済的非合理性要因にも基づいているとした⁷⁾。

このような経済的非合理性に基づく中小企業存立条件の指摘は、さらに、つぎのようなスタインドル (Steindl, J.) の指摘において一層明確になる。すなわち、

(1) 小資本を犠牲に大資本の発展する過程は時間を要し、漸進的であること。

(2) 不完全競争が中小企業の残存に重要な要因となり、とくに労働市場の不完全性により、中小企業はしばしば未組織・低賃金労働を基礎として存立し、価格に対する圧迫を賃金に転嫁すること。

(3) 寡占的産業において、「独占」が存在しないというカモフラージュのため、ある一定数の中小企業の存在を保証する傾向があること。

(4) 中小企業の根強い残存は、中小企業家の「賭博的な」態度、すなわち低報酬で高い危険を引き受ける態度によって説明されること。

こうして、スタインドル (Steindl, J.) は、中小企業の存立条件はあまりほめることのできない一連の要因に基づいているとした⁸⁾。

以上、主に20世紀前半までにおける中小企業の存立条件に関する研究をみてきた。中小企業存立の理論的根拠として、主に市場的要因、技術的要因、金融的要因、管理的要因等の経済的合理性要因が指摘されつつも、それらは社会的・経済的・技術的諸条件によって変化するものであり、

さらに近年では後述するように、より積極的な存立条件、役割の評価もなされるようになってきた。

4. 中小企業の存立形態

かつて、山中〔1948〕は中小工業の本質的規定にあたって、「中小工業は、同質的の一体であると言うよりは、異質的な群であり、一元的であるよりは、多元的」と、異質多元的存在とした⁹⁾。しかし、同時に、「中小工業は異質的であり、多元的でありとはしつつ、なおかつ内面的統一的把握の道は拒否されて可なりとし得る雑多な対象なのであろうか」と問いかけ、内面的・統一的把握、すなわち中小企業の質的・統一的把握の必要性を指摘した¹⁰⁾。

実際、中小企業の存立形態は多種多様であり、後述するようにあらゆる産業にわたって存在している。さらに経済発展とともに外部経済が著しく発展し、産業構造の高度化により、中小企業の存立形態も一層多様化してきた。

その結果、第二次産業、第三次産業を中心に業種、業態の多様化、あるいは伝統的な下請企業、地場産業から、近年のベンチャー企業に至るまで、量的多様性の広がりのみならず、質的多様性の深まりも進んできた。しかし、異質多元的存在であるゆえに、質的・統一的把握を排除するものではないことを留保しつつ、以下次節で中小企業の現状について、主にその量的地位から詳しくみよう。

Ⅲ. 中小企業の地位と役割

1. 中小企業の地位

まず、日本における中小企業の量的地位についてみよう。表5は2004（平成16）年における産業別・規模別事業所数（民営）である。このように、事業所ベースでみた場合、いずれの産業も中小事業所が全事業所の99%前後を占めている。小規模事業所の全事業所に占める構成比をみると、産業別に異なるものの、多くの産業で70%以上を占め、非一次産業計で75.9%となっている。

事業所ベースの統計では、個々の工場、営業所、店舗別の統計であるため、企業ベースでみたものが表6の産業別規模別企業数（民営）である。ここでも、中小企業の全企業に占める構成比は、いずれの産業においても、きわめて高く、非一次産業計99.7%となっている。また、小規模企業の構成比も非一次産業計で87.1%を占めている。

このような事業所数、企業数は、長期的にみると減少傾向にある。ちなみに、非一次産業計の中小事業所数は1999（平成11）年614.1万から、2004（平成16）年566.4万へ7.8%減少、中小企業数も1999（平成11）年483.7万から、2004（平成16）年432.6万へ、10.6%減少している。

日本においては、1986（昭和61）年から1991（平成3）年にかけて、事業所数ベース、企業数ベースいずれにおいても、開業率が廃業率を下回りはじめた。直近の2001（平成13）年～2004

表5 日本における産業別規模別事業所数（民営）（2004年）

産業	中小事業所	うち小規模事業所	大事業所	合計
鉱業	3,284 (99.9)	2,920 (88.8)	3 (0.1)	3,287 (100.0)
建設業	564,100 (100.0)	528,027 (93.6)	252 (0.0)	564,352 (100.0)
製造業	572,965 (99.4)	489,562 (84.9)	3,447 (0.6)	576,412 (100.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	2,984 (97.1)	1,595 (51.9)	89 (2.9)	3,073 (100.0)
情報通信業	52,397 (96.2)	30,282 (55.6)	2,065 (3.8)	54,462 (100.0)
運輸業	129,544 (99.6)	94,099 (72.4)	512 (0.4)	130,056 (100.0)
卸売業	383,718 (99.2)	210,909 (54.5)	3,018 (0.8)	386,736 (100.0)
小売業	1,223,666 (98.7)	905,636 (73.1)	16,041 (1.3)	1,239,707 (100.0)
金融・保険業	85,219 (99.6)	68,676 (80.3)	354 (0.4)	85,573 (100.0)
不動産業	316,395 (100.0)	311,012 (98.3)	76 (0.0)	316,471 (100.0)
飲食店・宿泊業	798,775 (99.5)	587,268 (73.2)	3,932 (0.5)	802,707 (100.0)
サービス業	1,068,961 (99.3)	834,709 (77.5)	7,758 (0.7)	1,076,719 (100.0)
その他共非一次産業計	5,664,367 (99.2)	4,334,684 (75.9)	45,607 (0.8)	5,079,974 (100.0)

資料：中小企業庁編 [2007] 『中小企業白書2007年版』ぎょうせい。

原資料：総務省編『事業所・企業統計調査』

注1：中小事業所は総従業員300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）として集計されている。

注2：小規模事業所は総従業員20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）として集計されている。

注3：（ ）内は合計に占める構成比（%）。

注4：サービス業は医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業を除く。

表6 日本における産業別規模別企業数（民営）（2004年）

産業	中小企業	うち小規模企業	大企業	合計
鉱業	2,306 (99.8)	2,027 (87.7)	5 (0.2)	2,311 (100.0)
建設業	507,086 (99.9)	484,828 (95.6)	319 (0.1)	507,405 (100.0)
製造業	489,115 (99.6)	433,917 (88.4)	1,941 (0.4)	491,056 (100.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	490 (94.6)	262 (50.6)	28 (5.4)	518 (100.0)
情報通信業	30,815 (96.5)	18,358 (57.5)	1,129 (3.5)	31,944 (100.0)
運輸業	80,479 (99.7)	62,345 (77.2)	262 (0.3)	80,741 (100.0)
卸売業	252,390 (99.2)	176,360 (69.3)	2,130 (0.8)	254,520 (100.0)
小売業	908,079 (99.7)	781,757 (85.8)	2,659 (0.3)	910,738 (100.0)
金融・保険業	30,192 (99.1)	29,120 (95.6)	283 (0.9)	30,475 (100.0)
不動産業	287,005 (100.0)	283,704 (98.8)	91 (0.0)	287,096 (100.0)
飲食店・宿泊業	677,390 (99.9)	597,980 (88.2)	870 (0.1)	678,260 (100.0)
サービス業	763,773 (99.8)	662,353 (86.5)	1,875 (0.2)	765,648 (100.0)
その他共非一次産業計	4,326,342 (99.7)	3,776,863 (87.1)	11,793 (0.3)	4,338,135 (100.0)

資料：中小企業庁編 [2007] 『中小企業白書2007年版』ぎょうせい。

原資料：総務省編『事業所・企業統計調査』

注1：中小企業は常用雇用者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、または資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の会社、および従業員総数300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）の個人事業者。

注2：小規模企業は常用雇用者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）の個人事業者。

注3：（ ）内は合計に占める構成比（%）。

注4：サービス業は医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業を除く。

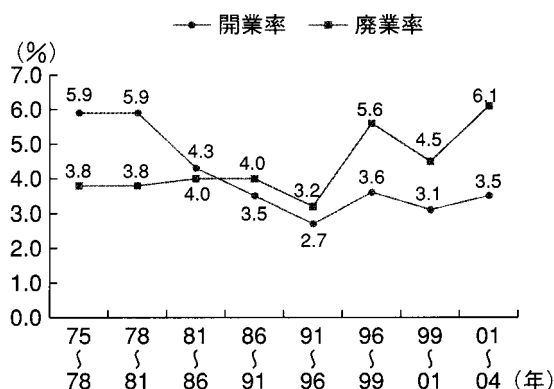


図1 企業数による開廃業率の推移（非一次産業、年平均）

資料：中小企業庁編〔2007〕『中小企業白書 2007 年版』ぎょうせい、P.23。

原資料：総務省編『事務所・企業統計調査』

（平成 16）年においては企業数ベースで開業率 3.5% に対して、廃業率 6.1% となっている（図 1）。

このような新規開業を制約している経済環境要因として、実質経済成長率の低下等のマクロ経済面の環境条件変化、自営業収入の被雇用者収入との比較における相対的優位性の低下、就業・雇用形態多様化による就業機会多様化等が影響していると考えられる。また、新規開業の主体的要因として、初期資本投資のための流動性制約、新規参入に必要な技術・ノウハウ等、資本以外の経営諸資源の高度化が進み、市場への新規参入が容易ではなくなりつつあること等が考えられる¹¹⁾。

雇用について、2004（平成 16）年における産業別規模別従業者数（民営）をみたものが、表 7 である。非一次産業における従業者数を規模別にみるには、事業所ベースの統計しか得ることができない。主要産業別にみると、製造業で 75.0%、卸売業 83.5%、小売業 78.0%、サービス業 74.1% 等の従業員が中小事業所で働いている。非一次産業計でも 79.4% までが中小事業所の従業員であり、中小規模における雇用の量的重要性が示されている。

つぎに、海外における中小企業の地位をみよう。表 8 は製造業における従業員数規模別企業数分布を示している。日本を含めて 23 カ国、いずれの国においても中小企業の構成比はきわめて高い。ちなみに、従業者数 99 人以下の企業数構成比をみると、90% 以上を占める国が 19 カ国にのぼる。残り 4 カ国も、80% 以上を占め、最も低いアメリカでも 81.3% となっている。海外諸国においても、中小企業の量的重要性はきわめて高いことがわかる。

表7 日本における産業別規模別従業者数（民営）（2004年）

	中小事業所	うち小規模事業所	大事業所	合計
鉱業	36,101 (96.1)	21,912 (58.4)	1,448 (3.9)	37,549 (100.0)
建設業	4,240,384 (96.8)	2,764,947 (63.1)	142,029 (3.2)	4,382,413 (100.0)
製造業	7,455,508 (75.0)	2,629,993 (26.5)	2,484,941 (25.0)	9,940,449 (100.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	126,933 (67.2)	13,013 (6.9)	61,981 (32.8)	188,914 (100.0)
情報通信業	740,757 (53.6)	129,919 (9.4)	641,559 (46.4)	1,382,316 (100.0)
運輸業	2,544,003 (90.1)	578,465 (20.5)	278,171 (9.9)	2,822,174 (100.0)
卸売業	3,338,697 (83.5)	624,883 (15.6)	660,723 (16.5)	3,999,420 (100.0)
小売業	6,408,980 (78.0)	2,220,581 (27.0)	1,810,419 (22.0)	8,219,399 (100.0)
金融・保険業	1,201,074 (83.9)	469,052 (32.8)	230,066 (16.1)	1,431,140 (100.0)
不動産業	929,534 (96.2)	725,871 (75.2)	36,293 (3.8)	965,827 (100.0)
飲食店、宿泊業	4,365,775 (90.6)	1,427,037 (29.6)	450,947 (9.4)	4,816,722 (100.0)
サービス業	5,763,217 (74.1)	1,880,993 (24.2)	2,015,881 (25.9)	7,779,098 (100.0)
その他共非一次産業計	41,176,304 (79.4)	14,115,133 (27.2)	10,668,876 (20.6)	51,845,180 (100.0)

資料：中小企業庁編〔2007〕『中小企業白書2007年版』ぎょうせい。

原資料：総務省編『事業所・企業統計調査』。

注1：中小事業所は総従業者300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）。

注2：小規模事業所は総従業者20人以下（卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下）。

注3：（ ）内は合計に占める構成比（％）。

注4：サービス業は医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業を除く。

表8 製造業における従業員数規模別企業数分布（2001年、構成比％）

国	1～9人	10～49人	50～99人	100～499人	500人以上
オーストラリア	72.6	21.8	2.8	2.2	0.6
オーストリア	69.0	23.3	3.3	3.8	0.6
ベルギー	79.4	15.5	2.4	2.2	0.5
チェコ	89.2	7.6	1.5	1.4	0.3
デンマーク	70.7	21.8	3.6	3.3	0.6
フィンランド	83.4	12.0	2.2	1.9	0.5
フランス	81.8	13.9	2.0	1.9	0.4
ドイツ	64.0	26.5	4.3	4.3	0.9
ギリシャ	……	79.4	9.6	9.7	1.3
ハンガリー	86.0	10.4	1.6	1.6	0.3
アイルランド	37.3	42.3	9.5	9.3	1.5
イタリア	83.3	14.5	1.3	0.8	0.1
日本	50.9	39.2	5.4	4.0	0.5
オランダ	77.0	16.7	3.2	2.6	0.4
ニュージーランド	81.3	15.3	1.7	1.4	0.3
ノルウェー	61.3	29.4	4.6	4.0	0.7
ポーランド	89.7	6.5	1.6	1.8	0.3
ポルトガル	78.9	16.7	2.6	1.6	0.2
スロヴァキア	45.8	34.2	7.5	9.9	2.5
スペイン	77.9	18.9	1.8	1.2	0.2
スウェーデン	85.4	10.8	1.8	1.6	0.4
イギリス	71.7	21.0	3.5	3.2	0.6
アメリカ	48.3		33.0	7.1	11.7

資料：OECD〔2005〕、OECD SME and Entrepreneurship Outlook, OECD, Paris, p.387.

注1：オーストラリア、日本、アメリカは事業所ベース。

注2：対象は2001年もしくは利用可能な最新年次。

2. 中小企業の役割

上述したように、中小企業の量的地位は、わが国のみならず、いずれの国においても高く、量的重要性が高いことがわかる。つぎに、中小企業の質的重要性を主にその経済的側面に焦点をあて、日本経済発展における中小企業の役割と変遷について、考察しよう。中小企業は、日本経済の発展各段階に応じた重要な役割を果たしてきた。

第1に、日本の産業は第二次世界大戦後の復興期から、高度経済成長期、さらには低成長期へと推移するなかで、中心となる産業・業種も変化し、高度化してきた。こうした状況下で、中小企業もまた、産業構造高度化への積極的な対応を図りつつ、その担い手として貢献してきた。近年では、技術革新や情報技術（IT）への対応も進展し、日本経済の発展を支えつつある。

もちろん、この間、中小企業は厳しい企業間競争のもとで、規模間、業種間の変動、淘汰もあったものの、おおむね競争原理を生かして、優れた市場成果を生み出してきたといえよう。

第2に、中小企業は経済発展各段階に応じた国民の消費生活向上に寄与し、消費需要の多様化、個性化、高級化などに弾力的な対応を図りつつ、より豊かな国民生活の実現に貢献してきた。

第3に、大企業との関連における、さまざまな役割、貢献があげられる。その1は、大企業の補完的分野における役割として、①下請・系列企業としての役割、②大企業の非供給的分野の供給企業としての役割等があげられる。その2は、大企業との競争的分野における市場競争メカニズムの活性化への貢献として、大企業との間の拮抗力としての存在、競争原理の発揚による優れた市場成果を生む役割等があげられる。

とりわけ、下請企業は日本経済の発展に伴い、親企業との生産分業関係を次第に深化させてきたが、この有機的生産連関が、わが国産業の高い生産性と強い国際競争力、経済環境変化への優れた適応力を達成してゆくうえで、重要な役割（効率性側面）を果たしてきた。もとより、こうした下請・系列関係においては経営資源格差による不公正取引問題等（問題性側面）も生じやすいことも看過されてはならない。このため、政策面では「下請代金支払遅延等防止法」（1956年制定）などの運用により、親企業、下請企業の一体的発展が企図されてきた。

第4に、中小企業は日本経済の活力を維持し、活性化する源泉として、発展が期待される産業の苗床となり、成長性の高い企業を輩出してきた。とくに、成長性の高い中小企業として、研究・技術開発力の優れたベンチャー企業（ベンチャー・ビジネス、Venture Business）が注目されてきた。こうした企業は、新技術開発に伴う、新しい事業機会、能力発揮の場として活躍し、経済社会の活性化への貢献がみられ、これまでに第1次ベンチャー・ブーム（1970～73年）、第2次ブーム（1983～86年）、第3次ブーム（1994年以降）が現出してきた。

もちろん、このように発展する中小企業の一方で、競争原理の発揚が過度競争を生み、倒産、廃業もしくは経営難に陥った中小企業も少なくなかった。中小企業においては、多産多死などの不安定要因を常にはらむ中での構造変動であり、それを通じての経済社会発展への貢献であった。

第5に、地域経済に大きな位置を占める中小企業の役割があげられる。すなわち、関連産業の生成・発展、地方財政への寄与、地域所得水準の向上、就業・雇用機会の提供等を通じて、中小企業のもつ地域経済社会の自立的発展への貢献が重要性を増しつつある。

その典型として、地場（産地）産業があげられる。これら産業では、原材料や労働力など、地元の諸資源を活用し、地域に根ざした経済・経営活動を行うなかで、社会的分業による関連産業の育成、地方財政への寄与、就業・雇用機会の提供など、地域経済活力の一つの源泉として、地域経済基盤の確立・向上へ貢献し、地域における重要な役割を果たしてきた。さらに、伝統工芸品産地における伝統技術の継承、地域文化の維持・発展など、多面的な役割も果たしている。さらに、近年では産業集積、商業集積における地域経済活性化の中核的牽引者として、地域社会に貢献する側面が注目されている。

第6に、とくに中小企業の実業・雇用機会の提供という役割は特筆されるべきであろう。第二次世界大戦後の日本経済復興期における就業・雇用機会の提供、そして近年の低経済成長における労働力需給緩和期の実業・雇用機会の提供、雇用吸収という役割は大きく評価される。もっとも、中小企業の存立が必ずしも安定的なものではないことから、被雇用者についても、その労働条件は一般的に相対的低位にあるという問題も看過されてはならない。

第7に、日本経済の国際経済発展に果たす役割における中小企業の貢献があげられる。第二次世界大戦後まもなく、外貨不足の時期から、高度成長前期に至るまで、輸出中小企業が外貨獲得に貢献し、その後は機械工業を主とした大企業の関連下請企業が間接的に輸出に貢献してきた。

また、一方では、合理化、省力化によるコストダウン、技術水準の高度化、生産品目の転換、製品の高付加価値化、高加工度化等により、国際競争力の強化を図り、市場の多角化、内外市場における製品差別化など、中進工業国、発展途上国との国際分業を進め、中小企業性製品の輸入増に適応してきた。

さらに、1970（昭和45）年代以降、海外投資や技術移転等を通じて、日本の国際経済協力の面でも、大きな役割を果たしてきた。中小企業の発展途上国への海外投資は、資本、技術の移転、雇用機会の創出、関連産業の育成などを通じて、進出先国における多面的な経済効果を有し、投資先国の経済発展に資するところが大きい。とりわけ、中小企業の海外投資は、その保有技術が進出先国の産業の技術水準に適合する中間技術等の場合が多く、海外投資を通じて、その技術移転に大きく貢献し、国際経済協力への大きな役割を果たしてきた。

IV. 中小企業政策の意義

以上のように、中小企業は日本経済発展に多面的貢献・役割を果たしてきた。もとより、企業規模が相対的に小さい中小企業は、一般的に資本、技術面の参入障壁も低いことが多く、したがって激しい競争原理のもとにあることが多い。さらに、資本規模が小さいことによる経営不安定性、

資金調達の困難性等の問題を有している。しかし、他方で、経済・経営環境変化に弾力的に対応できる「小回りのよさ」、さらにはイノベーションや経済活性化の担い手として、地域経済の中核的牽引者として、積極的な役割が注目され、期待されている。現代では、中小企業に対する評価も、より積極的評価へと重点が移行してきた。

別稿にて述べたように¹²⁾、1999（平成 11）年に改正された新中小企業基本法では、21 世紀における中小企業は機動性、柔軟性、創造性を発揮し、わが国経済の「ダイナミズム」の源泉として、また自己実現を可能とする魅力ある雇用機会創出の担い手として等の積極的な役割が期待される存在と位置づけられた¹³⁾。

すなわち、新中小企業基本法において、適応助成政策の内容が格差是正から経営革新、創造的事業活動の促進へと変化した。そして、不利是正政策は経営基盤強化の一部として位置づけられるに過ぎないこととなった。

しかしながら、こうしたことは、中小企業の定義、範囲の広さ、中小企業の多様な存在、その多面的役割・貢献を考えると、なお検討を要すると考えられる。

いまや、現代経済における「活力ある多数派（Vital Majority）」として、中小企業の活力が注目され、経済社会における役割はきわめて大きい。それだけに、本来中小企業が有する機能、役割を国民経済の中で、十分発揮し、経済社会へ貢献してゆくためには、産業政策、中小企業政策等において、公正な競争秩序を維持するための条件整備がきわめて重要不可欠といえる。

V. 小結

中小企業問題とは、経済発展各段階において、中小規模企業が主として経営面等で直面する困難もしくは不安定な諸問題であり、個々の企業努力では容易に解決が難しく、政策的に対応・克服が必要な諸問題である。

他方、中小企業の量的地位は、わが国のみならず、いずれの国々においても高く、量的重要性が大きい。また、中小企業の質的重要性を主に経済的側面からみても、日本経済の発展各段階に依りて重要な役割を果たしてきた。

しかし、上述のように、1999（平成 11）年に改定された新中小企業基本法において、不利是正政策については、その問題意識が大きく後退した。いまや、「中小企業とは何か」「中小企業問題とは何か」「中小企業政策は如何にあるべきか」等、中小企業研究における最も根幹となる「中小企業概念」と「中小企業政策」の整合性が問われねばならない。

注

- 1) 中小企業庁〔1999〕74～75頁。
- 2) 三井逸友編・監訳〔1997〕4頁。(財)中小企業総合研究機構訳編〔2003〕8頁。同〔2005〕385頁。
- 3) マーシャル (A. Marshall) は『経済学原理 (*Principles of Economics*)』を初版 1890年、第2版 1891年、第3版 1895年、第4版 1898年、第5版 1907年、第6版 1910年、第7版 1916年、第8版 1920年に、それぞれ出版している。このうち、中小企業残存に関する記述は、第2版において、中小企業残存理由の論述を中心に重要な改訂がなされている (Marshall, A.〔1920〕馬場啓之助訳〔1966〕第Ⅱ巻、310～314頁。瀧澤菊太郎〔1967〕185～284頁)。
- 4) Hobson, J.A.〔1909〕。瀧澤菊太郎〔1967〕185～284頁。
- 5) 「optimum size」について、適度規模、適正規模、適限規模、最適規模等、さまざまな日本語訳で表現され、その概念は必ずしも同一ではない (瀧澤菊太郎〔1967〕185頁、佐竹隆幸〔1996〕20～21頁)。
- 6) Robinson, E.A.G.〔1958〕 (黒松巖訳〔1969〕)。瀧澤菊太郎〔1967〕185～284頁。
- 7) Florence, P.S.〔1953, 1961, 1972〕。瀧澤菊太郎〔1967〕185～284頁。
- 8) Steindle, J.〔1947〕 pp.123～130。瀧澤菊太郎〔1967〕185～284頁)。
- 9) 山中篤太郎〔1948〕30頁。
- 10) 山中篤太郎〔1948〕45頁。
- 11) 高田亮爾〔2003〕69～87頁。
- 12) 高田亮爾〔2008〕126～129頁。
- 13) 中小企業庁編〔2000〕11～17頁。

<参考文献>

- ・ 中小企業庁〔1999〕『中小企業政策の新たな展開』同友館。
- ・ 中小企業庁編〔2000〕『新中小企業基本法—改正の概要と逐条解説—』同友館。
- ・ (財)中小企業総合研究機構訳編〔2003〕『ヨーロッパ中小企業白書 第7次年次報告 2002』同友館。
- ・ (財)中小企業総合研究機構訳編〔2005〕『ヨーロッパ中小企業白書 第8次年次報告 2003』同友館。
- ・ Florence, P.S.〔1953, 1961, 1972〕 *The Logic of British and American Industry* (First published 1953, Second edition 1961, Third edition 1972), London, Routledge Kegan Paul.
- ・ Hobson, J.A.〔1909〕 *The Industrial System*, New York, Reprinted 1969 by Augustus, M. Kelley Publishers.
- ・ Marshall, A.〔1920〕 *Principles of Economics*, Ninth (Variorum) Edition, With annotations by C.W. Guillebaud Volume1, Text, Macmillan and Co., Limited, 1961 (馬場啓之助訳『マーシャル経済学原理Ⅰ～Ⅳ』東洋経済新報社、1965～67年)。
- ・ 三井逸友編・監訳〔1997〕『欧州中小企業白書』日本貿易振興会。
- ・ Robinson, E.A.G.〔1958〕 *The Structure of Competitive Industry* (First published 1931, Revised and Reset 1958), London, James Nisbet and Company (黒松巖訳〔1969〕『産業の規模と能率』有斐閣)。
- ・ 佐竹隆幸〔1996〕 森本隆男編『中小企業論』八千代出版。
- ・ Steindle, J.〔1947〕 *Small and Big Business—Economic Problems of the Size of Firms—*, Oxford, Basil Blackwell (米田清貴・加藤誠一訳〔1956〕『小企業と大企業』巖松堂出版)。
- ・ 高田亮爾〔2003〕「中小企業雇用と新規開業」『流通科学大学論集—流通・経営編—』第16巻第2号。

- ・高田亮爾〔2008〕「中小企業問題と研究の視点（2）」『流通科学大学論集—流通・経営編—』第20巻第2号。
- ・瀧澤菊太郎〔1967〕「中小企業の残存と適度規模」末松玄六・瀧澤菊太郎編『適正規模と中小企業』有斐閣。
- ・山中篤太郎『中小工業の本質と展開』有斐閣、1948年。